

(仮称)ザグザグ西町店 (No.1381)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月27日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社ザグザグ 住所 岡山県岡山市中区清水369番地2
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 (仮称)ザグザグ西町店 所在地 高松市西町840番7外
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ①駐輪場の位置及び収容台数 【変更前】 位置:資料-3 平面図兼配置図(変更前) 収容台数:12台(1箇所) 【変更後】 位置:資料-4 平面図兼配置図(変更後) 収容台数:12台(1箇所) ※収容台数に変更なし
変更の年月日	令和8年7月19日
変更する理由	自転車利用者の利便性向上のため

2 届出年月日 令和7年11月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間: 令和7年11月27日から令和8年3月27日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和8年3月27日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ